

入札予定価格の公表に関する事務取扱要領

(総則)

第1条 本要領は、入札・契約に関する情報を公開することによって、入札及び契約制度の透明化を図り、もって市民の公共事業に対する信頼を高めるため、市長の発注する競争入札に付する事業に関し、入札予定価格の公表について、必要な事項を以下のとおり定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要領に掲げる用語の定義は、当該各号に掲げるとおりとする。

(1) 落札者

地方自治法（昭和22年法律第67条。以下「法」という。）第234条及び地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の10の規定により実施される競争入札で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申し込みしたもの及び予定価格の制限の範囲内の価格をもって申し込みをした者のうち、価格とその他の条件が市にとって最も有利なものをもって申し込みをした者

(公表の対象)

第3条 公表の対象となる事業は、競争入札に付する全ての事業を対象とする。

(公表事務の範囲)

第4条 公表に係る事務については印西市入札等審査会規程（昭和47年訓令第2号）第9条に規定する庶務を担当する課が行うものとする。

(公表の時期)

第5条 公表の時期は、次のとおりとする。

(1) 落札者決定後速やかに公表するものとする。

(予定価格の決定)

第6条 予定価格は、印西市契約事務規則（平成18年規則第19号）第12条の規定により決定する。

(内訳書の提出)

第7条 印西市制限付き一般競争入札実施要領第3条第1項第1号により実施する入札においては、入札金額の根拠となる内訳書の提出を求めるものとする。

2 前項の内訳書は、電子入札により執行した場合は、電子入札システムに添付するものとする。

(その他)

第8条 公表内容の電話等による問い合わせは、これを行わないものとする。

(補則)

第9条 この要領に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、関係部局と協議しその都度定めるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成23年4月1日から施行する。
(旧要領の廃止)
- 2 この要領の施行に伴い、入札予定価格の事前公表に関する事務取扱要領は、廃止する。